

宮城県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金交付事業業務手引書

(目的)

第1条 宮城県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱（平成15年2月20日施行。以下「要綱」という。）第2条に規定する企業立地支援給付金交付事業の適正かつ円滑な運営を図るため、この業務手引書を定める。

(用語)

第2条 この業務手引書で使用する用語は、特に定めのない限り、要綱、宮城県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業実施要領（平成15年2月20日施行。以下「要領」という。）において使用する用語の例による。

- 2 企業とは、事業を営む法人格を有する団体又は個人とする。
- 3 雇用創出効果とは、企業立地給付金交付事業の対象となる工場、事業所等において創出された雇用者数（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者の人数をいう。）とする。
- 4 電気の需給契約は、臨時電力等契約期間に制限のある契約形態を除く。

(給付金の交付申請及び実績報告)

第3条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請に必要な要件（以下「交付要件」という。）に適合することを確認した上で、知事が別に定める公募要領により応募した者の中から選定した者（以下「補助事業者」という。）が別に定める期日までに、給付金交付申請書兼実績報告書（様式第1）に次に掲げる書面を添付して補助事業者に提出しなければならない。

- (1) 電気料金の支払いに関する書類
 - (2) 雇用に関する書類
 - (3) 企業の資格を証する書面
 - (4) 電気の使用開始又は増設の申込書の写し
 - (5) 操業の開始を証する書類
 - (6) 別紙誓約書
 - (7) 納税証明書（原本）
 - (8) その他補助事業者が定める書類
- 2 申請者は、前項の給付金の交付の申請をするに当たって、当該給付金に係る消費税額及び地方消費税額、遅収料金又は違約金を減額して申請しなければならない。
 - 3 次の各号のいずれかに該当する申請者は、交付申請をすることができない。
 - (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (2) 県税に未納がある者
 - 4 補助事業者は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、知事を經由して県警本部長宛て照会することができる。

(給付金の交付決定及び額の確定)

第4条 補助事業者は、前条第1項の規定による申請書兼実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、給付金を交付すべきと認めるときは、宮城県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援

事業費補助金の予算の範囲内において、給付金の交付決定及び交付すべき給付金の額の確定を行い、給付金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2）により申請者に対し通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、給付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えることができる。

2 補助事業者は、前項の決定に際して、必要な条件を付すことができる。

（一の半期における給付金の交付要件）

第5条 補助事業者は、要領第5条第2項に定める交付期間中のうち、申請者の一の半期（毎年4月1日から6月ごとの期間をいう。）における交付要件の内容が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該期において当該申請者に対して給付金の交付をしてはならない。

- （1）申請者（要領第10条第2項に規定する共同して電気の供給を受けるため小売電気事業者等との電気の需給契約を締結する者を含む。）の雇用創出効果が3人未満に減少したとき。ただし、二以上の中小企業者による共同申請の場合は、雇用創出効果の合計が3人未満に減少したとき、又は1社あたりの雇用創出効果が0人に減少したとき。
- （2）新設後の契約電力が0kWに減少したとき。
- （3）増設後の契約電力が既設部分の契約電力以下に減少したとき。
- （4）増設後の電気料金が既設部分の電気料金以下に減少したとき。

（申請の取下げ）

第6条 申請者は、給付金の交付決定の通知を受けた場合において、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、給付金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して7日以内に給付金交付申請取下書（様式第3）を補助事業者に提出しなければならない。

（状況報告）

第7条 給付金の交付決定の通知を受けた者（以下「間接補助事業者」という）は、交付要件の遵守状況について補助事業者が指示したときは、給付金状況報告書（様式第4）を補助事業者に提出しなければならない。

（給付金の支払請求）

第8条 間接補助事業者は、第4条第1項の規定により確定した給付金額について給付金支払請求書（様式第5）を補助事業者に提出しなければならない。

（給付金の支払）

第9条 補助事業者は、間接補助事業者から前条の給付金支払請求書の提出があった後、間接補助事業者に給付金を支払うものとする。

（給付金の交付決定の取消等）

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、給付金の交付決定を取り消すことができる。

- （1）間接補助事業者が、本業務手引書又は本業務手引書に基づく補助事業者の指示に違反した場合

- (2) 間接補助事業者が、交付要件に関して不正、怠慢その他不適正な行為をした場合
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により間接補助事業者に対して給付金の交付を継続する必要がなくなった場合
 - (4) 間接補助事業者が、別紙誓約書に違反した場合
- 2 補助事業者は、前項各号に掲げる事由に該当すると認められる場合において給付金の交付決定の取消しをしたときは、間接補助事業者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第 11 条 補助事業者は、前条の規定により給付金の交付決定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する給付金を交付しているときは、間接補助事業者に期限を付して当該給付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 間接補助事業者は、前項の給付金の返還の命令を受けた場合は、返還期限までに給付金の返還を行わなければならない。
- 3 補助事業者は、給付金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を間接補助事業者に通知しなければならない。
- (1) 返還の理由
 - (2) 返還すべき給付金の額
 - (3) 加算金の額
 - (4) 納期日
 - (5) 延滞金に関する事項

(加算金及び延滞金)

第 12 条 間接補助事業者は、前条の給付金の返還を命ぜられたときは、第 10 条第 1 項第 3 号に規定する場合を除き、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該給付金の額につき年利10.95%の割合で計算した加算金を補助事業者に納付しなければならない。

- 2 間接補助事業者は、給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95%の割合で計算した延滞金を補助事業者に納付しなければならない。

(給付金の経理)

第 13 条 間接補助事業者は、給付金の経理について、給付金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を給付金の交付を受けることが終了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(補助事業者による調査等)

第 14 条 補助事業者は、給付金交付業務の適正な運営を図るために、必要な範囲内において、間接補助事業者に対して所要の調査等を行うことができる。

附 則

この業務手引書は、平成 15 年 2 月 20 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この業務手引書は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この業務手引書は、令和 4 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この業務手引書は、令和 4 年 10 月 5 日から施行する。